

受託研究契約書（ひな形）

委託者 **△△株式会社**（以下「甲」という。）と受託者 独立行政法人国立高等専門学校機構（呉工業高等専門学校）（以下「乙」という。）は、次の各条によって受託研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、研究成果報告書中で成果として確定された本受託研究の目的に関係する技術的成果をいう。

（受託研究の内容等）

第2条 乙は、次の受託研究（以下「本受託研究」という。）を甲の委託により実施するものとする。

- (1) 研究題目 ○○○○○○○○
- (2) 研究目的 ○○○○○○○○○○○○
- (3) 研究内容 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (4) 研究担当者 ○○○○○○○○○○○○
- (5) 研究に要する経費 ○○○○○ 円（消費税額及び地方消費税額を含む）
（うち直接経費 ○○○○ 円）
（うち間接経費 ○○○○ 円）
- (6) 研究期間 **研究経費納入後**から令和○○年○○月○○日までとする
- (7) 提供物品 ○○○○○○○○○○○○

（研究成果の報告及び公表）

第3条 乙は、受託研究が完了した日の翌日から起算して30日以内に、研究成果報告書を甲に提出するものとする。報告書の項目は以下の通りとする。

- (1) 研究題目
- (2) 研究成果の概要
- (3) 研究成果の今後の活用方法
- (4) 研究経費の支出実績

2 公表については甲乙協議の上、定めるものとする。

（研究の遂行）

第4条 乙は、本受託研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損

害については甲に対して賠償を請求しない。ただし、甲の提供物品に、瑕疵があったことに起因して乙が損害を被ったときは、甲は乙の損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、乙に属する者を新たに本受託研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ甲に書面により通知するものとする。

(研究経費の納付)

第5条 甲は、第2条の研究に要する経費（以下「研究経費」という。）を乙が定める納付期限までに納付しなければならない。

- 2 甲は所定の納付期限までに前項の研究経費を納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(契約の解除)

第6条 乙は、甲が研究経費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後20日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。
 - 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき
 - 二 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

第7条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が、故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第8条 本契約の有効期間は、第2条に定める期間とする。

- 2 本契約の失効後も、第3条、第7条及び第9条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第9条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義を生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議し、決定する。

(裁判管轄)

第10条 本契約に関する訴えは、乙を所在地とする広島地方裁判所の管轄に属する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

△△株式会社の住所

(甲) △△株式会社

△△ △△ 印

(法人の主たる事務所) 東京都八王子市東浅川町701番2

(法人の従たる事務所) 広島県呉市阿賀南2丁目2番11号

(乙) 独立行政法人国立高等専門学校機構

呉工業高等専門学校契約担当役

事務部長 〇〇 〇〇 印